

長 財 政 第 6 6 号
令和6年9月18日

各部・課・室・センター長
教 育 長
各委員会及び委員事務局長
議 会 事 務 局 長
病 院 事 務 局 長

} 様

副市長 江畑 仁資
(公 印 省 略)

令和7年度予算編成について（依命通達）

令和7年度予算編成については、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調とするところを勘案しつつ、別紙「令和7年度予算編成方針」に基づき、予算見積関係書類を調製し、期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

令和7年度予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告（令和6年8月）によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

こうした状況下で政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)において、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題であるとし、賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上を図ることにより、「社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現」を目指すとしている。

本市の財政状況をみると、令和5年度の普通会計の決算では、実質収支は11億2,900万円の黒字決算となり、他の特別会計でもすべて黒字会計となるなど、堅実な財政運営を図れている。

しかし、今後の見通しとして、昨年8月に改定した「長浜市財政計画（令和6年度～令和15年度）」では、歳入については、地方税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により縮小傾向にある一方で、歳出については、高齢化の進展等による扶助費の増加のほか、一部事務組合に対する負担金や公共施設の更新・長寿命化に必要な費用の増加を見込んでいる。その結果、目標達成に向けた取組を踏まえた今後10年間の計画では、財政の硬直化がさらに進行し、**令和15年度末の基金残高は、令和5年度（見込）の約340億円から約177億円で半減する見込み**である。

また、財政計画策定時からの状況変化を踏まえて今年9月に策定した「中期財政見通し（令和7年度～令和9年度）」によると、令和7年度は、歳入では、市税において個人市民税や固定資産税で増加となり、臨時財政対策債を含めた一般財源の総額は若干の増加を見込むものの、歳出では、子ども医療費無償化や児童手当の拡充、しょうがい者自立支援給付費の増加など扶助費の増加が見込まれるほか、学校施設をはじめとした公共施設やインフラ資産の維持・保全にかかる投資的経費の増加に加え、民間所得水準の向上に伴う人件費の増加が見込まれる。この結果、**令和7年度は36億円程度の財源不足となる見通し**である。

例年、大きく不足する財源を基金からの繰入で補填している状況であり、歳入歳出の改革が進まなければ、事業費の所要一般財源の拡大ばかりが進行し、**財政計画の見通し以上に基金残高の減少が加速する**ことになる。

2 予算編成の基本的な考え方

『財政計画』に掲げる基本方針「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」に基づき、持続可能で安定的な財政運営を行うことを基本としつつ、『総合計画』に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に推進していくこととする。

(1) 『総合計画』の着実な推進と施策構築方針に基づく重点化

総合計画第3期基本計画（令和5年度～令和8年度）に掲げる「長浜市に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」取組が、将来的に持続可能なまちづくりにつながられるよう、対策の具体化を進める必要があることから、「令和7年度に向けた施策構築方針」に基づく重点化事業について経営資源の重点化を進めること。

また、限られた経営資源の中で、高度化複雑化する市民ニーズや社会課題に対応するため、業務変革の取組として、事務事業・業務の見直しをはじめ、民間活力の導入、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）により、行政運営の効率化と市民の利便性の向上を加速させること。

施策構築方針に掲げる施策の柱

- 社会のニーズに対応した産業振興と多様な働く場・活躍の場づくり
- 長浜に対する「シビックプライド」を醸成する環境づくり
- こども若者の成長を全世代で応援する社会づくり
- 県北の健康医療都市をはじめとした、地域資源を活かした持続可能なまちづくり

(2) 歳入歳出改革

財政計画に基づき、事務事業をゼロベースで見直すことで、税金や基金の使い道を見直し、限られた経営資源（職員、財産、予算）を最大限に活用すること。その際、個々の事業を一律に削減（横の削減）するのではなく、真に必要な事業に資源を重点的に配分し、廃止すべきものは廃止（縦の削減）するとともに、必要性が認められる事業でも、事業量の低減と年度間の平準化を徹底すること。

新規事業については、将来への積極的かつ効果的な投資となるよう十分検討し、必要な財源は、既存事業の見直しや新たな収入の確保によって賄うこと。

令和5年度決算及び令和6年度予算の執行状況を踏まえ、全ての事業について、その目的や期待される効果、これまでの成果等を整理し、将来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

① 部局の自主的・自律的なマネジメントの推進

今後の人口減少等による財源の縮小が見込まれる中で、市民サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政経営を進めていくためには、財源の分配だけでなく、その運用を可能にする人員配置まで含めた全体的なマネジメントが求められる。

このため、予算編成においては、人事課所管の人件費を含めた一般財源の一定額を各部局に配分することにより、部局長及び次長が中心となった部局の自主的・自律的なマネジメントを推進することとする。

また、新たな取組や既存事業の拡充（ビルド）を行う場合は、部局マネジメント（既存事業の検証、事業ごとの優先度の見極め、業務量の把握など）により既存事業の縮小や廃止（スクラップ）をすることで財源を生み出すこと。

なお、財源を確保するため、各部局に配分する一般財源については、一定の削減目標を設定する。

② 積極的な財源の確保

持続可能な行財政運営を確保するため、財源確保は本市の重要なミッションである。

中長期的な安定した一般財源の確保のため、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、市税収入の確保に努めること。

公有財産の効率的かつ効果的な利活用を図るため、公有財産利活用推進本部において決定された方針に基づき、積極的な売却や貸付による財源確保に努めること。

ふるさと納税のさらなる拡大や企業版ふるさと納税、自治体クラウドファンディング、有料広告、ネーミングライツの活用など、様々な観点・視点から新たな資金調達の手法を検討し、積極的に財源確保に努めること。

③ 使用料及び手数料の見直し

施設使用料については令和6年度中に見直しを行っているところであるが、引き続き、使用料や各種手数料等について、負担の公平性の観点に立って負担水準等の検証を行い、受益者負担の適正化を図ること。

④ 人件費、物件費等の適切な見積り

今後予測される人件費単価の増嵩に十分留意し、会計年度任用職員を含め、事業量に対

する適切な人的資源の配分についてよく検討すること。

民間活力の導入やD Xの取組による効果として人件費の削減が見込まれる場合は、適切に予算に反映させること。また、民間活力の導入やD Xの取組にかかる後年度の負担についても、その財源の捻出方法を明確にすること。

労務単価の上昇や物価高騰による物件費の増嵩分は適切に見込む一方、人件費削減効果や費用対効果の見込めない外部委託等は、直ちに見直すこと。

⑤ 団体への運営費補助等の見直し

各団体に自主財源の確保、運営の効率化等を要請することにより、補助金等を見直し、縮小・廃止を図ること。見直しにあたっては、団体の自律性を尊重しつつ、所期の目的・効果等を十分検証すること。

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体等については、財政健全化法の対象となることに留意し、自立的経営を促しつつ、積極的かつ計画的に市の関与の見直しを進め、財政支援の縮減につなげること。

見直しの実施にあたっては、当該団体等との調整を十分行っておくこと。

⑥ 公共施設等総合管理計画等に基づく総量縮減、適正配置

現在改定中の公共施設等総合管理計画や各個別施設計画に基づき、公共施設の総量縮減、適正配置を一層促進すること。

また、施設の更新（建替）や大規模改修（長寿命化対策）等を行う場合はゼロベースで検討し、他の施設の統合や廃止を前提とするとともに、施設の修繕等にあたっては、今後の施設ニーズの変化やサービスのあり方、最適な管理運営方法、将来の維持管理経費の見通し、費用対効果等を総合的に検討し、優先順位付けを行うこと。

3 予算編成の方式

令和7年度の予算編成事務は、各部局の自主的・自律的な予算編成をさらに強化するため、令和7年度の各部局の一般財源の配分額の概算が見通せるよう、一般財源の削減目標を設定し、各部局の事務事業の見直しにより捻出が必要な経費の概算額を把握できるようにする。

また、歳入歳出予算のヒアリング結果を踏まえて、財政課案を内示する際に各部局へ一般財源の配分額を通知する。